

栗原市社会教育関係団体登録 チェックリスト

提出書類

項目	チェック欄	提出書類	備考
1 更新登録	(1)	栗原市社会教育関係団体現況報告書（様式第4号）	
	(2)	会則又はこれに準ずるもの	<input type="checkbox"/> 総会資料 （必要事項が記載されていれば可。）
	(3)	会員名簿（役員明記）	
	(4)	活動計画書	
	(5)	予算書及び決算書	
2 新規登録	(1)	栗原市社会教育関係団体登録申請書（様式第1号）	
	(2)	会則又はこれに準ずるもの	<input type="checkbox"/> 総会資料 （必要事項が記載されていれば可。）
	(3)	会員名簿（役員明記）	
	(4)	活動計画書	
	(5)	予算書及び決算書	
3 変更届	(1)	栗原市社会教育関係団体登録変更届（様式第3号）	
	(2)	変更のあったもの 会則又はこれに準ずるもの	
	(3)	会員名簿（役員明記）	
	(4)	活動計画書	

団体登録基準

項目	チェック欄	登録基準	チェック欄	登録できないもの
1 活動趣旨	(1)	目的が生涯学習等であり、その事業成果が期待できる。	(1)	主な目的が会員のための学習活動ではない。
	(2)	社会教育に関する事業を行なう団体である。 (青少年教育・成人教育・視聴覚教育・文化芸術・体育・運動競技(ｽﾎﾟｰﾂ少年団含)・ﾘｸﾘｰｼｮﾝ・社会通信教育・社会教育施設関係 etc.)	(2)	社会教育に関する事業を行なわない団体である。
2 活動	(1)	会員が自主的に活動計画を立て、運営を行っている。	(1)	活動の計画をしていない。
	(2)	継続的に活動できる。	(2)	活動が継続的でない。
	(3)	主な活動場所や拠点が市内である。	(3)	主な活動場所や拠点が市外である。
3 団体構成	(1)	公の支配に属さない団体である。	(1)	保育所(園)、幼稚園、学童保育、学校、PTA(市立小中学校PTAを除く)、部活動、公的団体OB会など、公的団体に関係し、又は属しているもの。
	(2)	実際に活動している会員が5人以上で、そのうち7割以上が市内会員(在住・在勤・在学)である。	(2)	名簿上は基準を満たしていても、実際に活動する人数が4人以下の場合。(架空名義会員を名簿に記載している。)
	(3)	会員は、自主的に会の運営ができる高校生以上の者とする。 ただし、成人を代表、責任者とし、共に活動する場合は、中学生以下を会員にできる。	(3)	中学生以下だけで構成されている。
4 運営	(1)	規約、会則を設ける。	(1)	規約、会則を設けていない。
	(2)	代表者や役員を設ける。	(2)	代表者や役員を設けていない。
	(3)	独自の経理機構(会計)を設ける。	(3)	経理機構(会計)を設けていない。
	(4)	営利行為(商売・教室・個人の営利となる行為)をしない。	(4)	営利行為(商売・教室・個人の営利になる行為)をした場合。
	(5)	特定の政党や選挙候補者を支持、不支持する等の政治行為をしない。	(5)	特定の政党や選挙候補者を支持、不支持する等の行為をした場合。
	(6)	宗教の布教行為をしない。	(6)	宗教などに関する活動、布教活動をした場合。
	(7)	公益を害し風俗を乱す行為をしない。	(7)	公益を害し、風俗を乱す行為をした場合。
5 その他			(1)	虚偽の届出。
			(2)	団体名に個人名や企業名、営利活動に関する団体名等が入っている、又は連想させるもの、登録基準外の団体と紛らわしいもの、疑わしいもの。
			(3)	各種届出(更新、変更)を怠った場合。
			(4)	基準に反した活動が見受けられる場合。